

第440回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和3年7月8日 木曜日 10時00分～10時40分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	栗田真人	木村 弘	高見俊也	中村雅代	本間 学
	労働者代表委員	大塚佳代	黒谷治夫	小水康史	徳本喜彰	南 芳雄
	使用者代表委員	尾崎良一	眞田昌則	敷波利子	橋本政人	深見正裕
	欠 席 委 員	なし				
	事 務 局	吉田労働局長 田沼労働基準部長 川崎賃金室長 春日賃金指導官 春名賃金調査員 西宮監督課調査員				
議 題	<p>(1) 会長及び会長代理の選任について</p> <p>(2) 石川県最低賃金の改正決定について</p> <p>① 石川県最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>② 石川最低賃金審議会運営規程及び石川県最低賃金専門部会運営規程の一部改正について</p> <p>③ 関係労働者及び関係使用者の意見聴取について</p> <p>④ 専門部会委員の選出について</p> <p>⑤ 最低賃金審議会令第6条5項の適用について</p> <p>⑥ 令和3年度の最低賃金審議会の改正審議日程について</p> <p>(3) その他</p> <p>① 資料説明</p> <p>② その他</p>					
議 事 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 別紙のとおり</li> </ul>					

令和3年度 第440回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和3年7月8日（木）

10時00分～10時40分

金沢駅西合同庁舎 別館2階共用第2会議室

【事務局】指導官 定刻になりましたので、第440回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。第54期委員による初めての審議会となりますので、会長、会長代理が選任されるまで、事務局で進行を務めさせていただきます。

また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者の方はございませんでした。

次に、辞令につきましては、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、お名前等のご確認をよろしくお願いいたします。委員の皆様方の名簿につきましては、お手元の資料ナンバー1、ページ数ですと1ページにお付けしておりますのでご確認ください。

第54期では、新たに、公益代表に本間委員、労働者代表に徳本委員、南委員、使用者代表に眞田委員、深見委員を任命させていただきます。

新しく委員に就任されました、本間委員から順に一言申し上げます。

【本間委員】 金沢大学の本間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【徳本委員】 電機連合で事務局長を務めてます徳本でございます。よろしくお願いいたします。

【南委員】 連合石川で副事務局長をさせていただきます南と申します。よろしくお願いいたします。

【眞田委員】 大同工業の経営管理部長をやらせてもらっています、眞田と申します。よろしくお願いいたします。

【深見委員】 石川県中小企業団体中央会深見でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】指導官 続いて、事務局を紹介させていただきます。

石川労働局長の吉田、労働基準部長の田沼、賃金室長の川崎、調査員の春名、西宮、そして、私、賃金指導官の春日です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、吉田労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】局長 本日は、御多用のところ、石川地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は 4 月にこちらまいりまして、一部存じ上げての方がいらっしゃいますけども、かなりの方は初めてかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方におかれましては、労働行政全般に渡りましてご理解とご協力を賜っておりまして、改めて心から感謝申し上げたいと思えます。

最低賃金でございますけれども、一定水準を下回る低賃金を解消いたしまして労働条件の改善を図ることが大きな目的という中で、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待されております。そういったことを通じて、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとしているところでございます。

本日諮問させていただきますけれども、中央の方の動きでございますが、去る 6 月 22 日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について諮問されております。具体的には、6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」これと「成長戦略フォローアップ」に配意した、調査審議を求める旨の諮問がなされております。

その際、厚生労働副大臣からは冒頭、「賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、新型コロナウイルス感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮した審議をお願いしたい」こうした趣旨の発言があったと聞いております。

今後は、中央において、来週 16 日頃を目指して答申が行われると聞いております。当審議会においては、こうした状況について十分ご配慮考慮いただきまして、また審議会方式により決定しております、最低賃金の額でございますけれども、労使の意見が一致することで強制権を行使する上での説得力が補強されることとなりますので、今年度も、全会一致による採決が得られるよう御審議を尽くしていただきたくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】指導官 次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。

現在、15名中15名の出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題3(1)の会長及び会長代理の選出にうつらせていただきます。

会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法をとっています。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。ご意見をお願いします。

【各側委員】 (異議なし)

【事務局】指導官 よろしいでしょうか。

「異議なし」ということでありますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。公益委員の方からの推挙の方よろしく願いいたします。

【栗田委員】 先ほど公益委員会にて協議した結果、会長に高見委員を、会長代理に中村委員をそれぞれ推挙いたします。この点について、承認をお願いしたいと思います。

【各側委員】 (承認)

【事務局】指導官 ご承認をいただきましたので、会長は高見委員、会長代理には中村委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、これより先は、高見会長に進行をお願いいたします。

【高見会長】 高見でございます。皆様のご意見、真摯に伺いまして慎重に審議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、従来であれば、議事に入る前に議事録署名人を指名しているところですが、後ほど、議題の一つに当審議会運営規程の一部見直しの審議がありますので、その後改めて、指名することとします。

それでは、議事に入ります。

議題 3 (2) ①の石川県最低賃金の改正決定の諮問についてですが、事務局から諮問をお願い致します。

【事務局】 局長

それでは諮問させていただきます。

石川地方最低賃金審議会、会長 高見 俊也 殿

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第 12 条の規定に基づき、石川県最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した、貴会の調査審議をお願いする。

（会長に手交する。）

【事務局】 指導官

諮問文の写しは、お手元の資料 3 ページでございますので、ご確認下さい。

それでは、恐れ入りますが、報道関係者の方には、これ以降のテレビカメラ等による撮影・録音についてはご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

【高見会長】

諮問文の写しはご確認いただきましたでしょうか。

それでは、今回の諮問内容について事務局から説明してください。

【事務局】 室長

諮問内容についてご説明をいたします。

局長の話と重複するかもしれませんが、去る 6 月 22 日の諮問に際して、厚生労働副大臣からのご発言として、昨年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえ、全国加重平均で 1 円引上げとなりました。

しかしながら、令和 3 年度は、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現するためには、最低賃金を含めた賃金の引上げを継続していくことが不可欠である。

6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革基本方針 2021」及び「成長戦略フォローアップ」において、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、コロナ感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、より早期に全国加重平均 1,000 円を目指すとの考え方が示されたところです。

この政府の取組も視野に入れながら、目安は、これらに配意をした上で、審議されるよう、中央最低賃金審議会へ諮問されているところです。

当石川地方最低賃金審議会においても、これらに配慮した審議となるようお願いいたします。

【高見会長】 　ただ今の説明につきましてご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。  
労働者側のみなさんよろしいですか。  
使用者側のみなさんよろしいですか。  
公益のみなさんよろしいですか。  
質問がないようですので、議題 3（2）②にうつります。説明をお願いします。

【事務局】 室長 　資料ナンバー3の、5ページをご覧ください。こちらの方に石川地方最低賃金審議会運営規程案というものをお示ししてあります。飛んで9ページには石川地方最低賃金審議会石川県最低賃金専門部会運営規定案というものです。これについては後程ご説明を差し上げます。大部分は昨年度、従来のもと同じですが、5ページの第7条及び9ページの第6条の議事録に係る規程の見直しを今回行っております。

　従来は、それぞれの第1項には「議事録し、議事録には、会長及び会長の指名した委員、部会長及び部会長の指名した委員が署名するものとする。」となっていました。が、いわゆる「押印原則の見直し」が進められたことを踏まえ、署名手続の部分を削除しております。

　なお、参考に、従来のもを7ページと11ページにお付けしております。

　この「押印原則の見直し」は、単に押印をなくすだけでなく、書面・押印・対面での手続を見直すものです。

　しかしながら、内容の信頼性を担保するため、労使委員の皆様にも議事録を確認していただく必要はあると考えておりますので、当面は、事務局で確認票などの様式をお付けして、議事録をご確認いただきたいと考えております。

【高見会長】 　ただ今の議事録署名の件につきましてご質問等がありましたらご発言をお願いいたします。

【黒谷委員】 　9ページ、『議事録を作成するもの』となるので、『を』はいらないかなと。

【事務局】 室長 　ありがとうございます。次の専門部会までに訂正します。  
少し見にくいですがこういう形でサインをいただく様式です。

【高見会長】 　その他ご質問いかがでしょうか。  
使用者側のみなさんよろしいですか。  
公益のみなさんよろしいですか。

ご質問等がないようですので、事務局の提案のとおり、石川地方最低賃金審議会運営規程及び石川県最低賃金専門部会運営規程について、一部改正することと致します。

それでは、改めまして、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益は私高見が行います。

労働者側は小水委員、

使用者側は橋本委員にお願いします。

それでは、次に、議題 3 (2) ③にうつりますが、石川県最低賃金の改正についての諮問を受け、今後、調査審議を行うに当たりまして、関係労働者と関係使用者の意見を聞くことが必要となりますので、その手続きについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】 指導官      それでは、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく、関係者からの意見聴取についてご説明いたします。

最低賃金審議会の条文につきましては「最低賃金決定要覧」の 146 ページに掲載されておりますが、抜粋したものを資料として、資料ナンバー 4、ページ数ですと 12 ページにお付けしております。

最低賃金法第 25 条第 5 項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされております。このことから、一定期日までに審議会に意見書を出すべき旨を公示することとなります。公示日は、本日 7 月 8 日木曜日に行います。意見書の提出期限につきましては、7 月 26 日月曜日といたします。

また、併せて、最低賃金法第 25 条第 6 項では、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされております。

意見聴取は、公示によって提出された意見書によるほか、審議にあたってその意見を直接聴く必要があると認められる場合には、会議の場でその意見を聴くとされておりますので、よろしく願いいたします。

【高見会長】      意見聴取につきましては、ただ今の説明のとおり取扱うこととしてよろしいでしょうか。

【各側委員】      (異議なし)

【高見会長】 異議なしということでもあります。それでは、事務局で公示の手続を進めてください。

次に、議題 3（2）の④に移ります。

改正決定の調査審議につきましては、石川県最低賃金専門部会を設置して行うこととなりますが、専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 指導官 専門部会委員の任命・手続き等についてご説明します。

最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により石川県最低賃金専門部会を設置し、専門部会の委員につきましては、最低賃金審議会令第 6 条において、専門部会は公労使各 3 名以内の同数をもって組織することとなっております。

公益委員の代表者につきましては労働局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係労働組合又は関係使用者団体から推薦のあった候補者の中から労働局長が任命することとなっております。

労使各委員の候補者の推薦につきましては、本日、7月8日木曜日付けをもって推薦の公示を行います。

推薦の締切日は、7月26日月曜日を予定しております。

【高見会長】 続きまして、本審議会の運営小委員会の設置について確認しておきたいと思えます。

運営小委員会は、石川地方最低賃金審議会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要に応じ開催することとし、今年度も設置するというところでよろしいでしょうか。

【各側委員】 (異議なし)

【高見会長】 異議なしということです。運営小委員会の公労使各 3 名の委員は会長が指名することとなっておりますが、慣例により労使各側から推薦をお願いしたいと思えます。

はじめに、労働者側から推薦をお願いします。

【小水委員】 黒谷委員、徳本委員そして私小水でお願いします。

【高見会長】 はい、次に、使用者側をお願いします。

【橋本委員】 尾崎委員、敷波委員そして私橋本でお願いします。



【高見会長】 それではただ今推薦いただきましたとおり、  
労働者側は、小水委員、黒谷委員、徳本委員。  
使用者側は、橋本委員、尾崎委員、敷波委員を指名させていただきます。  
公益委員は、私高見の他に、中村委員、栗田委員を指名いたします。  
続いて、議題3（2）の⑤の「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」  
にうつりたいと思います。  
最低賃金審議会令第6条第5項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 資料ナンバー4、ページ数ですと13ページ目をご覧ください。要覧の抜粋した  
ものをお付けしております。

最低賃金審議会の意思決定は、原則的には総会の議決によってなされるべきであり、  
専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金  
審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決を経て、初めて  
意思決定となるものですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あ  
らかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決  
議とすることができる」と記されております。

従いまして、事前の審議会での議決があれば最低賃金専門部会の決議をもって審  
議会の決議とすることができるものとされており、同項を適用することにより  
全会一致での結審となってしまう場合には、後日、改めて審議会の決議が不要となります。

【高見会長】 ただ今の最低賃金審議会令第6条第5項の説明につきましてご意見お質問等は  
ないでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんよろしいですか。

公益の皆さんよろしいですか。

それでは「専門部会における決議が全会一致で行われる場合に限って、最低賃  
金審議会令第6条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決  
議とすることができる」としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各側委員】 （異議なし）

【高見会長】 ご異議なしということですので、「それぞれの専門部会における決議が全会  
一致で行われる場合に限って、最低賃金審議会令第6条第5項を運用し、最低  
賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ことにしたいと思います。

続きまして、議題 3 (2) の⑥の「令和 3 年度の最低賃金の改正審議日程について」事務局から説明願います。

【事務局】 指導官 お配りしましたお手元の資料ナンバー 6、ページ数ですと 15 ページに「令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」をお付けしております。あわせて資料ナンバー 7、ページ数ですと 18 ページに昨年度の審議会開催状況をお示しした「令和 2 年度石川地方最低賃金審議会開催状況」を参考としてお付けしております。

次回の第 441 回の審議会において、目安金額の伝達を予定しております。

今後の中央最低賃金審議会の審議予定でございますが、現在、事務局では、7 月 16 日金曜日には、目安が示されるとの見通しを持っております。

併せて、事前に皆様にお聞きした日程調整の結果を考慮しますと中央最低賃金審議会の目安を受ける形で、7 月 28 日水曜日午前 9 時 00 分からの開催を考えております。

10 月 1 日の発効を目指す場合には、先ほどお示しした「令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」に示されているとおり、8 月 5 日木曜日までに答申要旨の公示日を設ける必要がございます。

専門部会の開催日程につきましては、7 月 28 日水曜日から 8 月 4 日水曜日までの間に 4 回の専門部会開催は必要であると判断しており、8 月 5 日木曜日までに答申をいただき、発効日は 10 月 1 日を目指すこととしたいと考えております。

審議会・専門部会の開催予定につきましては、委員限り資料としてお付けさせていただきますので、これをご確認いただければと思っております。

なお、当初、お示しした開催予定表の 7 月 28 日の審議会及び専門部会の開始時間について、再調整を行った結果、それぞれ 30 分早まっておりますが、ご承認をお願いしたいと思っております。

【高見会長】 ただ今事務局から、中央最低賃金審議会の目安答申の見通しと 10 月 1 日発効を念頭においた審議日程案が説明されました。現時点での各委員のご都合等はいかがでしょうか。みなさまよろしいでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんよろしいですか。

公益の皆さんよろしいですか。

それではそのようにさせていただきたいと思えます。

次に、議題 3 (3) の④資料説明に入ります。

配付資料について、事務局より説明をお願い致します。

【事務局】 室長

配布させていただいた資料は、資料ナンバー1 からナンバー10 までの番号を振りました資料と、別冊1 と別冊2 の資料となっております。

まず、資料ナンバーがついております資料の中で、資料ナンバー10 の 21 ページから 23 ページまでをご覧ください。こちらは、令和2年度の全国の業務改善助成金の申請及び交付決定件数並び業種ごとに、さらに、次ページには当局の申請・交付決定件数が記載されております。

次に、資料の別冊1、2について、説明をいたします。

別冊1は、各種経済指標を取りまとめたものです。

まず、1ページをご覧ください。2021年の賃金改定状況として、春闘の妥結状況等の資料をお付けしております。

連合石川さんが集計された資料で、6月25日発行のものとなります。妥結金額は加重平均で4,876円、賃上げ率1.79%となっており、ベア要求を開始した2014年以降では、最も低い水準となっていると記載されております。

3ページの、石川県経営者協会さんからの資料は6月3日現在のものとなります。事業規模別、地区別での集計結果が記載されております。

4ページ以降につきましては、内閣府、北陸財務局、日本銀行金沢支店、石川県から発表されているものをそれぞれ、お付けしております。

このうち、内閣府発表の資料につきましては、全国規模で見た経済状況を、北陸財務局の発表の資料は北陸3県の経済状況を、日本銀行金沢支店、石川県から発表されている資料につきましては、県内の経済状況を示す資料となっております。

次、別冊2の1をご覧ください。厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに諮問した諮問文の写しをお付けしております。

次に、別冊の2-2をご覧ください。こちらは中央最低賃金審議会の第1回の目安小委員会で配付された資料になります。

資料1から5を順番に説明いたします。資料1の主要統計資料は47ページまでとなっており、全国統計、都道府県統計、業務統計の3つの構成となっております。この資料には、有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移などと、本年6月4日までに集計した賃上げの妥結状況や最低賃金の履行確保の監督指導結果などが示されております。

「参考資料No.1」と表記のあるのは私どもは資料2と説明させていただきたいとします。目安制度の在り方に関する全員協議会の委員から追加要望した資料となります。こちら24ページまでとなっております。

この資料につきましては、中小企業の売上や労働生産性の推移、各種助成金などの都道府県別件数が示されている資料となっております。

「参考資料No.2」と表記のある資料3は、諸外国の最低賃金の状況とその報告書となっており、22ページまでとなっております。この資料には、イギリス、フランスなど5か国と日本の最低賃金制度、改定状況を比較したものが記載されております。

「参考資料No.3」と表記のある資料4は68ページまでとなっており、この資料には、過去の最低賃金引上げの影響を5つのテーマにより検証したものが2ページから8ページまでに記載されております。9ページ以降は、最低賃金と雇用など7つの項目について、グラフなどにより検証を行った参考資料として、ついております。

「参考資料No.4」と表記のある資料5は、51ページまでとなっており、昨年1月からの新型コロナウイルス感染の発生状況と感染症下での経済・雇用指標を全国状況と地域別に、産業別に記載されております。

さらに、政府としてどのような施策を行ったか、また、その結果が記載されております。

最後に、別冊の2-3には、去る6月28日に全労連東海北陸地方協議会から石川労働局長及び石川地方最低賃金審議会会長あての要請をお受けしました。

当最低賃金審議会会長あてでもあったことから、本日、資料としてお付けさせていただきます。

これらの資料は、今後の審議の参考にしていただければと思います。

以上で、資料説明を終わります。

【高見会長】

ただいまの資料説明について、何かご意見質問等ございませんか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんよろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので、委員の皆様におかれましてはこれらの資料をお持ち帰られて、ご覧いただき、今後の審議の参考としていただきたいと思います。

他、これまでの審議に関しまして、各委員の方から、何か質疑等がありましたらご発言をお願いします。

よろしいですか。特にないようですので、議題3(3)の②「その他」に移りたいと思います。事務局から連絡事項があればお願いします。

【事務局】 指導官

本日、お配りしました資料につきましては、次回以降の審議会では同じものは配

付しない予定ですので、お手元のファイルをご活用の上、お持ちいただきますようお願いいたします。

次回の本審議会は、7月28日水曜日午前9時00分から、本と同じ駅西合同庁舎2階共用第2会議室で開催いたします。

【高見会長】

次回の本審議会も公開と致したと思います。

以上をもちまして、本日は終了と致します。